

令和5年6月1日（木）

危機管理課

南海トラフ地震・防災企画グループ

ダイヤルイン：087-832-3111

「災害発生時における安否不明者の氏名等公表基準」 の改定について

県では、令和3年12月に「災害発生時における安否不明者の氏名等公表基準」を策定したところです。

今回、国において「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が新たに策定され、当該指針では、救助活動に必要な場合には、家族の同意の有無を確認することなく、速やかに安否不明者の氏名等の公表を行うべきとされました。

県の公表基準では、安否不明者の氏名等の公表に当たって、緊急を要する場合を除き、「家族等の同意」があることを要件の一つとしていましたが、こうしたことを踏まえ、人命救助、搜索活動の効率化、円滑化を図る趣旨から、別添のとおり「家族等の同意」を不要とする等の改正を行いました。